

亀山市告示第38号

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱（平成30年亀山市告示第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 指定区域 亀山市立地適正化計画に定める<u>居住誘導区域</u>をいう。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る空き店舗等の改装工事（市の他の補助金等の交付の対象</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 指定区域 亀山市立地適正化計画に定める<u>都市機能誘導区域</u>をいう。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る空き店舗等の改装工事（市の他の補助金等の交付の対象</p>

<p>となるものを除く。)に要した費用(当該改装工事の期間中に生じた当該空き店舗等(当該空き店舗等の利用者の利用に供する駐車場を含む。以下この項において同じ。)の賃借料を含む。)</p> <p>のうち事業の用に供する部分に係る次に掲げるもの(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)とする。</p> <p>[(1) ~ (3) 略]</p> <p>(4) 補助金の交付の決定を受けた日の属する月の翌月分から改装工事が完了した日の属する月分までの空き店舗等の賃借料(業務使用割合に応じて算出される賃借料とする。ただし、敷金、礼金、共益費等の賃借料に付随する経費を除く。)</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、事業の用に供する部分と事業の用に供する部分以外の部分が明確に区別することができない場合は、その改装費の全額を補助対象経費から除くものとする。</p>	<p>となるものを除く。)に要した費用のうち事業の用に供する部分に係る次に掲げるものとする。</p> <p>[(1) ~ (3) 略]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、事業の用に供する部分と事業の用に供する部分以外の部分が明確に区別することができない場合は、その工事費の全額を補助対象経費から除くものとする。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第1号中 「 交付申請額 円 」

を

交付申請額		円		
経費内訳	改装費	補助対象工事見積金額	①	
	賃借料	賃貸借契約年月日	年 月 日	
		補助対象賃借料	②月額	円
			③期間	か月 (年 月分から 年 月分まで)
	④総額 (②×③)	円		
合計 (①+④)		円		

に改める。

様式第3号中

	変更前	変更後
補助対象事業費		
補助金交付申請額		
事業内容		

を

変更前	変更後

に改める。

「1 店舗所在地及び連絡先

様式第4号中 2 工事完了年月日 を

3 補助対象工事額 」

店舗の所在地		亀山市		
経費内訳	改装費	工事完了年月日	年 月 日	
		補助対象工事額	① 円	
	賃借料	実績額	②月額	円
			③期間	か月 (年 月分から 年 月分まで)
		④総額 (②×③)	円	
合計 (①+④)		円		

に、

「(3) その他市長が必要と認めるもの」を 「(3) 賃借料に係る領収書又は支払を証
(4) その他市長が必要と認めるもの

明する書類の写しに改める。
」

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。